

那須塩原市社会福祉協議会地域福祉活動補助金 ボランティア活動振興事業実施要領

1 目的

那須塩原市地域福祉計画の基本理念「ともに助け合い支え合い心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして」のもとに、ボランティア団体が主体的に実施する事業等に対して補助することにより、ボランティア活動を支援し、さらなる活動の活性化を目指すとともに、地域の連携と協力体制を構築し地域の福祉課題等の解決を図ることを目的とする。

2 補助事業者

ボランティア団体（活動拠点が那須塩原市内にあるボランティア活動を主目的とする団体及び活動の範囲が特定の地域を対象としていない団体で、活動実績が2年以上ある団体）

3 補助対象事業内容及び補助率

区分	事業の内容	補助率	備考
ボランティア活動振興事業	① ボランティア活動に必要な備品の購入費用 (個人の備品となるようなものは除く)	8 / 10	上限 100,000 円以内
	② 地域（自治会、福祉部、地区社協など）と協働で行う福祉を目的とした事業		
	③ 他のボランティア団体及び福祉的団体などと協働で行う福祉を目的とした事業	5 / 10	上限 30,000 円以内
	④ 会員研修事業 (福祉を目的とした活動の充実を図るため、会員の知識・技術の向上のために行われる研修の費用)		
	⑤ 上記②～④の事業の目的を達成するために使用する車両（バス、レンタカー、タクシーなど）に関わる費用	10 / 10	上限 50,000 円以内
	⑥ 記念事業 (福祉を目的とする広く市民を対象とした講演、講座、式典などの費用)	5 / 10	上限 30,000 円以内
	⑦ その他、社会福祉協議会が認める費用 (那須塩原市社会福祉協議会ボランティアセンターに当該年度の4月1日時点で2年以上登録している団体の運営に必要であると社会福祉協議会会長が認める費用)	10 / 10	上限 10,000 円以内

※国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けている事業、または他の民間機関（財団）等から助成を受けている事業は除く。また、主たる目的が宗教、政治、選挙に関するものは対象外とする。

※対象となる事業の経費のうち、人件費への支出及び事業に直接関係のない費用への支出は対象外とする。

※①の1年度間における一つの補助事業者への補助金交付限度額は100,000円とする。

※⑤の申請にあたっては、行程表を添付の上、②～④の申請とあわせて申請するものとする。ただし、当該事業の中に会員の交流（観光、申請団体に直接関係ないと思われる研修）等が含まれている場合には⑤の対象とならない場合があるため、申請前に申し出を要するものとする。なお、利用回数は一つの補助事業者につき原則年1回とする。

4 補助対象金額

対象となる事業の経費に、事業ごとの補助率を乗じた金額で上限額の範囲内（千円未満は切り捨て）。

5 申請書の提出期限

申請は、3 補助対象事業内容及び補助率表の①～⑥である場合には、事業実施日の30日前までとする。(最終提出期限は、原則当該年度の1月31日までとする。)

また、3 補助対象事業内容及び補助率表の⑦である場合には、原則、当該年度の5月31日までとする。なお、その際には、補助団体の当該年度の総会資料等を添付するものとする。

6 その他

この補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。